

# 利根川河川整備計画の策定で住民を軽視する国土交通省

今年の 11 月 22 日、国土交通省関東地方整備局は「利根川水系河川整備計画の策定に係る学識者等からの意見聴取について」を発表した。その内容は、河川整備計画策定のための議論に住民が参加することを一切排除するものであった。

## 1 ダム計画の上位計画

ハッ場ダム等のダム計画には利水と治水の両面で上位計画がある。

利水面の上位計画

利根川・荒川水資源開発基本計画（略称 利根川・荒川フルプラン）

これは、水資源開発促進法に基づく利根川・荒川流域の水需給計画であって、2000 年目標の利根川・荒川フルプランが期限切れのままで、新しいフルプランは未だに策定の動きがない。

治水面の上位計画

利根川水系河川整備計画

1997 年に河川法が改正されて、9 年半も経過しているのに、利根川では新河川法による河川整備計画が未だに策定されていない。

旧河川法による工事实施基本計画がみなし規定で使われているだけである。

以上のように、ハッ場ダム事業は、利水面でも治水面でも法律で定められた上位計画がない状態、すなわち、法律を逸脱した状態で進められている。

## 2 1997 年の河川法改正

1997 年の河川法改正で、利根川等の各水系ごとに河川整備基本方針と河川整備計画を策定することになった。

河川整備基本方針

河川整備の長期的な目標を定める。ダム等の河川施設の名は記載しない。

河川整備計画

河川整備基本方針の目標の範囲で今後 20～30 年間に行う河川整備の事業計画を定める。河川施設の名を記載する（ダムが必要な場合はダム名を記載する）。

利根川、淀川等の一級水系の場合

河川整備基本方針：国土交通省本省が社会資本整備審議会河川分科会の意見を聴いて定める。

河川整備計画：各地方整備局が学識経験者の意見、地域住民の意見、関係都道府県知事の意見を聴いて定める。

河川法の改正には二つの重要なポイントがある。

河川法の目的に河川環境の整備と保全を追加

河川整備計画の策定に住民の意見を反映する。

#### 旧河川法時代の工事実施基本計画

旧河川法時代に策定されていたのは工事実施基本計画で、それには、河川整備の長期的な目標と河川整備の事業計画の両方が含まれていた。

新河川法の経過措置として、河川整備基本方針と河川整備計画が策定されるまでは従来の工事実施基本計画をそれらの代わりとしてみなすことになっているが、河川整備計画と工事実施基本計画は意味するところが全く違うので、このみなし規定を長年の間、使い続けることは法の趣旨に反することである。

工事実施基本計画は 環境の視点がない。

住民の意見を反映したものではない。

長期目標と事業計画が混在している。

### 3 利根川水系における動き

#### 河川整備基本方針

利根川水系ではつい最近まで河川整備基本方針の策定の動きさえ見られなかったが、2005年10月になって急に利根川水系に関する審議会が開かれて、形だけの審議が行われ、わずか5回、延べ8時間の会議で審議終了となり、国土交通省は2006年2月14日に利根川水系河川整備基本方針を策定した。

河川整備基本方針で最も重要な点は、基本高水流量、すなわち、想定洪水流量を何？ / 秒に設定するかである。利根川の工事実施基本計画は、きわめて過大な洪水流量（八斗島地点で22,000？ / 秒）が設定されていたため、既設ダムとハツ場ダムの他に、数多くのダム建設が必要とされ、現実性を欠いたものになっていた。このひどく過大な基本高水流量22,000？ / 秒が基本方針にも引き継がれ、審議会ではその是非がまったく議論されずに承認されてしまった。

そのため、利根川水系の河川整備基本方針は、従来の工事実施基本計画と同様、実現することが困難で、現実性がないものになっている。

## 河川整備計画

上記の基本方針の策定を受けて、関東地方整備局と各河川事務所が利根川水系河川整備計画の策定作業を始めた。遅くとも平成 19 年度前半には河川整備計画を策定するスケジュールであるとされている。

上述のとおり、河川整備基本方針は現実性がないものであるが、一方、河川整備計画は今後 20～30 年間に実施する河川事業の内容を書くものであるから、現実的な意味を持つ。利根川水系では、別記のとおり、ハッ場ダムを筆頭として、少なくとも 9 つの大規模河川事業が工事中かまたは構想中である。国土交通省は、これらの大規模河川事業を利根川水系河川整備計画に盛り込むことを企図している。

## 4 淀川水系流域委員会

河川整備計画の策定では住民の意見を反映することが求められている。この点で、住民に対して開かれた形で整備計画の策定作業を進めてきて、大いに参考になるのは、淀川水系である。

### 淀川水系の場合

2001 年 2 月に流域委員会が発足し、さらに 2005 年 2 月に第二次の流域委員会が発足した。委員数は当初が 52 名、第二次が約 28 名で、その人選は一般からの一部公募も行った上で、有識者からなる準備会議で審議して決定した。また、委員会の運営は委員が自主的に決定し、事務局を民間シンクタンクが担って、会議、会議資料、議事録等をすべて公開している。さらに、委員会においては傍聴席からも意見を述べる時間がとられている。

淀川水系流域委員会は 2003 年 1 月に淀川水系にある五つのダム計画（大戸川ダム、丹生ダム、川上ダム、余野川ダム、天ヶ瀬ダム再開発）を原則として中止すべきであるという提言を出した。

〔注〕天ヶ瀬ダム再開発は既設ダムの放流能力を増加させるものであるもので、ダム建設ではない。

この提言を契機として、これらのダム計画から大阪府、京都府等の受水予定者が次々と撤退し、残っている受水予定者は川上ダムの三重県のみとなっている。

これに対し、近畿地方整備局は、2005 年 7 月に大戸川ダムと余野川ダムは当面実施せず（事実上での中止）、丹生ダムは治水専用ダムに変更、川上ダムは多目的ダムのままで規模縮小、天ヶ瀬ダム再開発は従来計画どおりに実施する方針を発表した。その方針に流域委員会は反発し、議論が行われてきた。

## 5 利根川でも住民参加型の流域委員会の設置を！ (利根川流域市民委員会の活動)

淀川水系と同様に、利根川水系においても住民が参加した場で科学的な議論が十分に行われれば、ハッ場ダム等の大規模河川事業の問題性が明らかにされ、利根川水系河川整備計画にそれらの計画を盛り込むことが困難になることが予想される。

そのように河川管理者も交えて十分に議論できる場を得るためには流域住民が結集して国土交通省に当たることが必要であるので、準備期間を経て今年の7月に利根川流域市民委員会が発足した。現在、34団体が参加しているが、その輪をさらに大きく広げるための呼びかけを行っている。

この市民委員会は国土交通省に対して利根川でも淀川のように住民参加型の流域委員会を設置すべきだとする要望書を提出するとともに、国土交通省との直接の話し合いも行ってきた。さらに、これからの利根川のあり方を自ら考えていくために、利根川の現状調査「利根川ツアー」を行って来た。

## 6 国土交通省の反動的な姿勢

### 淀川流域委員会の休止と利根川水系での時代錯誤の方針の発表

今年の10月、近畿地方整備局は来年1月で任期切れとなる淀川水系流域委員会を休止することを発表した。2月以降は当面の間、流域委員会を休止し、委員はあらためて人選することになっている。伝えられるところによれば、ダム原則中止の提言の作成で中心的な役割を果たしたメンバーを総取替えすることが予定されているという。

それと軌を一にするように、関東地方整備局は11月22日に利根川水系河川整備計画の策定に当たって五つの有識者会議の設置と住民の意見聴取の方法を発表した。それは、市民委員会が求めていた住民参加型の流域委員会ではなく、それとはまったく異なる、国土交通省のみの判断で選んだ学識者の会議（有識者会議）を利根川・江戸川等に設置するものであって、しかも、住民の意見聴取は公聴会のみであるとするものであった。住民は意見を述べるだけであって、計画の是非に関する議論の場には一切参加させないとするものであり、住民を軽視した時代錯誤の方針を関東地方整備局が発表した。

市民委員会は直ちに国土交通省に対して、別紙の抗議文を提出した。

河川法改正前の旧態依然の、住民を軽視する姿勢に戻った国土交通省、先祖がえりしたような国土交通省に対して私たちは闘い続けなければならない。